

中小企業等事業再構築促進事業 説明会を開催しました



事業再構築の類型と申請に当たってお示しいただく内容の全体像は、以下のとおりです。

事業再構築の類型	必要となる要件	参照ページ
新分野展開	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高10%要件	P4
事業転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高価成比要件	P11
業態転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高価成比要件	P14
業態変更	製造方法の変更の場合 ①製造方法等の新規性要件、②商品の新規性要件、③売上高10%要件	P17
事業再編	①相場再編要件、②その他の事業再構築要件	P23

要件名 申請に当たってお示しいただく内容 紹介ページ

製品等（商品・部品等）の新規性要件	①過去に製造販売実績がないこと、②製造販売用にあら主要な設備を変更すること、 ③定期的に生産又は販売がなされていないこと（※1）	P5～6
市場の新規性要件	既存商品等と製品等との競合性が弱いこと	P7～8
売上高10%要件	新たに製造販売する場合は、売上高が前売高の10%以上となること	P4、P17
元々高成長要件	新たな製造販売する場合（以降は同様）売上高が前売高の10%以上となること	P11、P14
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造していなかったこと、②新たな製造方法等に用い込主要な設備を変更すること、 ③定期的に生産又は販売がなされていないこと（※2）	P18、P19
設営設備等要件	開発に必要な設計書類等の提出が必要である	P17
組合再構築要件	「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行うこと	P24
その他事業再構築要件	「新規開拓」、「事業転換」又は業態変更により実行すること (※1、2) 製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限り必要	各項目

本会では、令和3年4月16日(金)霞城セントラルにおいて、中小企業等事業再構築促進事業の説明会を開催しました。今回は、会場とオンライン配信の併用で開催し、合計63名にご参加いただきました。

第1部では、東北経済産業局 地域経済部 地域産業経済課 課長補佐 五戸 美智 氏から「事業再構築補助金の概要」と「事業再構築指針の手引き」の内容について説明がありました。また、東北経済産業局 産業部 経営支援課 総括係 峯田 佳澄 氏から、経営力向上計画の概要と、認定を受けるメリットについて説明がありました。

第2部では、講師として有限会社プランニングオフィス加藤 代表取締役 加藤 和弘 氏をお招きし、「事業計画作成のポイント」をテーマに講演いただきました。経営計画書は企業の将来の設計書であり、経営者が何を考えてこれから何をしようと考えているのかがわかる。作成することに意味があり、補助金をもらうことを目的とせず、補助金を利用して経営計画を推進することが重要である、とのお話がありました。また、事業計画作成のポイントとしては、①会社の将来像のために今回行うことの全体像を把握すること、②現状分析から課題の解決方法としての必要性に無理はないか確認すること、③取り組む事業は出来るだけ具体的にわかりやすくすること、④事業成果の実現可能性を確認すること、などについて説明があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

第3部では、本会連携支援部長 工藤 佳之 より、本会独自の助成事業である「組合事業再構築支援事業」の概要について説明を行いました。この事業は、国の「中小企業等事業再構築促進事業」に応募し、採択された組合に対し、国からの補助金とは別に本会から追加で20万円を助成する新規事業です。想定される組合と事業の例を挙げながら説明を行い、積極的な活用を呼びかけました。

